公立大学法人神戸市看護大学ハラスメント防止等に関する規程施行細則の一部を改正する細則をここに公布する。

2025年3月31日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学細則第21号

公立大学法人神戸市看護大学ハラスメント防止等に関する規程施行細則の一部を改正 する細則

公立大学法人神戸市看護大学ハラスメント防止等に関する規程施行細則(2019年4月1日細則第18号)の一部を次のように改正する。

∃細則第18号)の一部を次のように改正する。	
(改正前)	(改正後)
公立大学法人神戸市看護大学ハラス	
メント防止等に関する規程施行	<u>等の</u>
細則	
(趣旨)	
第1条 この細則は、公立大学法人神戸市	
看護大学ハラスメント防止等に関す	<u>等の</u>
る規程(2019年4月規程第62号。以下「規	
程」という。) の施行に関し, 必要な事項	
を定めるものとする。	
(相談の受付等)	
第2条 規程第6条第1項に規定する	<u>8</u> ハラ
相談員(以下「相談員」という。)	スメント等
は,ハラスメント_に関する相談を受け	<u>等</u>
たときは、様式第1号によるハラスメン	
ト相談受付・記録簿(以下「受付・記録	<u>等</u>
簿」という。)を作成しなければならない。	
2 相談員が、規程第 <u>6</u> 条第 <u>4</u> 項の規定に	<u>9</u> <u>5</u>
基づき相談内容について、公立大学法人	
神戸市看護大学ハラスメント防止委員	<u>等</u>
会(以下「委員会」という。)の委員長に	
報告するときは,受付・記録簿によるもの	
とする。	
3 相談員が、規程第6条第4項の規定に	
基づき相談内容を委員会委員長に報告し	
ないときは,経営管理課長に,受付・記録	
簿を提出するものとする。	
4 前項の規定に基づき受付・記録簿の提	
出があったときは,経営管理課長は,当該	
受付・記録簿を適切に保管しなければな	
<u>6 ない。</u>	
(委員会等への報告)	
第3条 相談員が、規程第6条第5項の規	<u>9</u>
定に基づき相談内容を委員会委員長及び	
<u>副委員長又は委員会</u> に報告するときは、	
当該相談者が作成した様式第2号による	htts:
ハラスメント申立書を添付して、委員	<u>等</u>
会に提出しなければならない。	

(改正前)	(改正後)
(告知及び回答)	
第4条 理事長は、規程第14条第1項の規	<u>20</u>
定に基づき告知するときは、様式第3号	
によるハラスメントに関する告知書に	<u>等</u>
より行うものとする。	
2 理事長は、規程第14条第3項の規定に	20
基づき異議申立てに対する回答を行うと	_
きは、様式第4号による異議申立てに対	
する回答書によるものとする。	
3 理事長は、規程第15条第6項の規定に	<u>21</u>
基づき回答をするときは、様式第5号に	
よる不服審査請求に対する回答書により	
行うものとする。	
4 前3項に規定する場合において,理事	
長が必要と認めるときは,副理事長,理事	
又は委員会の委員長が口頭により説明を	
<u>することができる。</u>	
(施行細目の委任)	
第5条 この細則の施行に関し、必要な事	
項は理事長が定める。	
附則	
この細則は,2019年4月1日から施行す	
る。	
附 則(2022年6月15日細則第1号)	
この細則は、公布の日から施行する。	
	<u>附 則</u>
	この細則は,公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係) ハラスメント_相談受付・記録簿

相談日	年	月	日	時	分~	時	分	
相所属等								
談 5.9868								
者								
相談回数	□初回			回目				
相談方法	□電話	\square E	メール	□文書	□面談			
	□その他	()
相談場所								
相 問題とされる	□誰が							
談 言動	□ いつ							
内	口どこで							
容	□どんな	こと						
相談者の対応								
ハラスメント防止	口する		ない					
委員会への報告								
希望する手続				口頭助言等	爭 □当事	·者間話	合い)	□調査
	調整の要	望,希	望する助	言等				
相所属								
談 氏名								
員 所属								
氏名								
備考								

備考

1 相談者及び相談内容の「□誰が」については、相談者の意向により匿名とすることができる。

2 「ロ頭助言等」とは調整員による個別の聴取、助言等を行う手続をいい、「当事者問話合い」とは当事者が同席の上、意見を述べる手続をいう。

様式第2号(第3条関係)

中立人	氏名	
	所属等	□学部生(回生) □大学院生(□博士 □修士) □役員 □教員 □事務職員等 □その他()
	性別	口投具 口教員 口事務職員等 口での他()
波害者とされ の関係	1440.00	口本人 口本人以外(
申立人以外 り被害者と	氏名	
される者	所属等	□学部生 (回生) □大学院生 (□博士 □修士) □役員 □数員 □事務職員等 □その他 ()
	性別	
ヽラスメン ト行為者	氏名	
とされる者	所属等	□学部生(回生) □大学院生(□博士 □修士) □役員 □教員 □事務職員等 □その他()
	性別	
当事者間の関	係	
ハラスメン) 本的な内容	`_の具	□セクシャル・ハラスメント □アカデミック・ハラスメント □パワー・ハラスメント □マタニティ・ハラスメント
		口その他(
希望する手続		□相談のみ □調整 (□ロ頭助言等 □当事者間話合い) □調査
対応について する措置	の希望	
		I .

様式第1号(第2条関係)

⊢		
\perp		
-		
	39	
\perp		
\vdash		

様式第2号(第3条関係)

等

養式第3号(第4条関係)	様式第3号(第4条関係)
様	日 が 関 (第 <u>等</u> の <u>等の</u>
理由等	- - - - - - - - - -
必要な措置	
その他	
式第4号(第4条関係)	様式第4号(第4条関係)
様 公立大学法人神戸市看護大学 理事長 印 異議申立てに対する回答書 年 月 日付け異議申立てについて、公立大学法人神戸市看護大学ハラスメント 8 年 月 日付け異議申立でについて、公立大学法人神戸市看護大学ハラスメント 8 記	
HIE STEEL	
理由等	
その他	

様式第5号(第4条関係) # 月 日 公立大学法人神戸市看護大学	様式第5号(第4条関係)
公立大子法人得戶中有級大子 理事長	<u>等の</u>
不服に対する結果	
理由等	
必要な措置	
その他	